

環境チェックレポート

(1) プロジェクト名

塩田港湾改修プロジェクト

(2) 実施場所

オーストラリア連邦／西豪州

(3) プロジェクト概要

塩田事業で使用している既存港湾設備の改修を行うもの。

(4) カテゴリ分類

カテゴリ A

(5) カテゴリ分類の根拠

本事業は、環境ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター（大規模な港湾セクター）に該当し、影響を受けやすい地域に立地するため。

(6) 環境許認可

オーストラリア連邦及び西豪州政府による環境許可を取得している。

(7) 汚染対策

大気質、水質、廃棄物及び騒音・振動対策について、現地基準等に沿った適切な対策計画を策定・実施している。

(8) 自然環境面

サイト周辺海域には希少な動植物が生息するが、適切に対策が講じられ、特段の問題なく港湾改修が完了している。

(9) 社会配慮面

本プロジェクトに伴う住民移転は発生せず、社会面で配慮すべき事項はないことが確認されている。

(10) その他・モニタリング

上述の環境レビューを踏まえ、生態系への影響についてモニタリングを行う。

以上





質問 12. 環境影響が軽微なもしくは悪化が予見されないプロジェクト（例：既存設備のメンテナンスのプロジェクト、拡張を伴わないリハビリ、追加設備投資を伴わない権益取得）に該当しますか？

(Yes/No)

Yes の場合、以降の質問にお答え頂く必要はありません。

No の場合、質問 13 以下にお答え下さい。

質問 13. 以下に掲げる特定セクターに該当するプロジェクトですか？

(Yes/No)

Yes の場合、該当するセクターをマークして下さい。また、質問 14 にお答え下さい。

No の場合、以降の質問にお答え頂く必要はありません。

- (1) 鉱山
- (2) 石油・天然ガス開発
- (3) パイプライン
- (4) 鉄鋼業（大型炉を含むもの）
- (5) 非鉄金属精錬
- (6) 石油化学（原料製造。コンビナートを含む）
- (7) 石油精製
- (8) 石油・ガス・化学物質ターミナル
- (9) 紙、パルプ
- (10) 有害・有害物質製造・輸送（国際条約等に規定されているもの）
- (11) 火力発電
- (12) 水力発電、ダム、貯水池
- (13) 送変電・配電（大規模非自発的住民移転、大規模森林伐採、海底送電線を伴うもの）
- (14) 道路、鉄道、橋梁
- (15) 空港
- (16) 港湾
- (17) 下水・廃水処理（影響を及ぼしやすい構成要素を含むか、影響を受けやすい地域に立地するもの）
- (18) 廃棄物処理・処分
- (19) 農業（大規模な開墾、灌漑を伴うもの）
- (20) 林業、植林
- (21) 観光（ホテル建設等）

質問 14. プロジェクトの規模（概略開発面積、施設面積、生産量、発電量等）について記入して下さい。また、プロジェクトを実施する国において、そのプロジェクトの規模が大きいことを理由として環境影響評価が必要となるかどうかについても記入して下さい。

本プロジェクトは塩田事業で使用している年産約 120-130 万トンの塩出荷のための港湾既存設備（約 200m の海上コンベヤー（約 200m）、ドルフィン（40,000DWT 着棧可能）及び ship loader 等）の総入替工事（拡張なし）。港湾プロジェクト規模としては比較的小規模だが、設備設置場所が海洋資源保護区域に隣接する為、環境影響評価が必要（必要許可は取得済）。